

条例検討項目 目的、基本原則

検討項目		事務局案	他市参考事例
総則的事項	目的	この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、活気ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。	<p>◆目的規定は、条例制定の目的を簡潔に表現するもので、条例全体の解釈・運用の方針ともなる。</p> <p>▼この条例は、市民が主体となったまちづくりを推進するため、その基本理念を明らかにするとともに、協働のまちづくりについての基本原則その他の必要な事項を定め、もって魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(八戸市協働のまちづくり基本条例)</p>
	基本原則	<p>(基本原則)</p> <p>○市民及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携し、協力します</p> <p>○市民及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、協力関係を築き上げます</p> <p>○市民及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供しあい、共有します</p> <p>○市民及び市は、市政に関する情報を共有し、まちづくりへの参加を推進します</p>	<p>◆基本原則の規定には、まちづくりの具体的な進め方が記述される。</p> <p>▼(基本原則)</p> <p>第3条 市民等は、自らの意思により参画し、又は協働するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、特に重要な条例の制定若しくは改廃又は特に重要な計画の策定若しくは改廃をしようとするときは、広く市民等に意見を求めるものとする。</p> <p>3 市民等及び市長等は、互いの特性を認識し、それぞれの役割を分担しながら、対等の立場で協働してまちづくりを行うものとする。</p> <p>4 市民等及び市長等は、市政に関する情報を共有し、参画及び協働を推進するものとする。</p> <p>(防府市参画及び協働の推進に関する条例)</p>